

## 「西宮 旧夙川短大校舎解体におけるアスベスト飛散事件」の裁判結果とその意義

### — 住民の立場から —

「ストップ・ザ・アスベスト西宮」 上田進久

#### 1) 概要

この事件は、最初から住民がアスベスト疑惑を訴えて西宮市に調査を求めているが、「調査したがアスベストはない」との欺瞞的な説明を繰り返す間に建物は撤去され同時に証拠は消滅した。悪条件ではあったが住民は、真相解明と飛散防止の改善策を求めて裁判を提起した。裁判により、校舎 11 棟すべての設計図書が開示され、レベル 1 と 2 が 19 ヶ所、レベル 3 が 130 余箇所の使用が認められた。その内、飛散防止策が講じられた除去はレベル 1 の 2 ヶ所だけであり、判決において「解体時には相当量のアスベストが存在し、その一定量が飛散した」ことが事実認定された。住民の訴えに対して適切に調査せず、アスベストが飛散したことは重大な事件である。この発表は、行政を巻き込んだ「アスベスト隠し」による飛散をどのように防止するかを問う問題提起である。

#### 2) 裁判結果 (2019 年 4 月 16 日 神戸地裁)

A 判決は原告らの平穏生活権や生命身体権の侵害に対する慰謝料請求は棄却した

B 判決理由において

①「解体時には相当量のアスベストが存在し、その一定量が飛散した」ことが事実認定された

②設計図書の重要性が示された

- ・記載内容に基づきアスベストの存在と飛散を認めた
- ・疑惑があれば設計図書の提出を求めて調査すべし

③行政に対する調査権限などの不作為を戒めた

- ・届け出内容を超えて調査する責務を負う

「西宮市は届出制が採用されており、届け出の内容を超えて積極的な調査をする義務までは負わない旨を主張するが、この主張は採用することは出来ない。」

#### 3) 判決後の西宮市の対応

6 月 27 日西宮市議会一般質問に対する環境局長の答弁

「アスベストの飛散については、判決において『本件

土地の周辺地域に一定量の石綿が飛散したことを否定することは出来ない』としたものの『この飛散した石綿のうち本件土地の周辺地域に到達したものの量は、客観的にみた時に人体の健康に影響を及ぼすものであったと認めることは出来ない』と判断されたと認識している」

#### 4) 健康被害の評価に関する反論

・裁判では健康被害を立証するには至らなかったことを意味しているに過ぎず、その理由は「アスベスト隠し」により証拠が消滅したことによる

・レベル 1 や 2 が約 20 ヶ所、レベル 3 が約 130 ヶ所もあり、大量飛散による健康被害を想起せずにはおれない

・健康被害については医学的、科学的に評価すべきである

#### 5) 事後対応についての問題提起

①解体は 10 ヶ月間に及び、現場周辺 1km 以内には学校が 10 校もあり、現場に隣接した長い通学路を子供たちが利用していた

- ・アスベスト飛散について責任を持って検証し公表する
- ・近隣住民や通学していた子供達への注意喚起
- ・相談窓口の開設や検診体制の構築

②判決後の対応について、市長、保健所長、教育長宛てに要望書を提出したが、議会答弁を繰り返すだけ

③事後対応について開かれた会議の記録を情報開示請求したが、会議は開かれておらず「不存在」との回答  
(裁判の意義)

行政の調査権限、規制権限の不作為について言及

・設計図書の重要性が示されて、必要があれば取り寄せて調査すべし

・市は、届出制であっても届け出内容を超えて積極的に調査する責務を負うことが明記された